

平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日
2 1 0 会 議 室

平成 2 5 年第 2 2 回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成25年第22回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成25年11月21日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時29分

2 場 所 210会議室

3 出席委員 福 田 一 平 田 中 健 一
平 山 いづみ 伊 藤 憲 春
小 町 邦 彦

署名委員 平 山 いづみ

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	小町 邦彦	教育部長	新土 克也
教育総務課長	栗原 寛	学務課長	大石 明生
特別支援教育課長	亀井寿美子	学校給食課長	江元 哲也
生涯学習推進センター長	浅見 孝男	スポーツ振興課長	五十嵐敏行
図書館長	小宮山克仁		

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一 大澤 善昭

案 件

1 議案

- (1) 議案第44号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について
- (2) 議案第45号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について
- (2) 第一小学校の建替え事業について
- (3) 市指定文化財「満願寺跡」に係る現状変更申請について（答申）
- (4) 国立市図書館との相互連携の実施について

3 報告

- (1) 平成25年度通学路点検状況について
- (2) 特別支援教育実施計画（案）について
- (3) 学習等供用施設西砂会館の空調機改修工事に伴う臨時休館について

4 その他

平成25年第22回立川市教育委員会定例会議事日程

平成25年11月21日

210 会議室

1 議案

- (1) 議案第44号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について
- (2) 議案第45号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について
- (2) 第一小学校の建替え事業について
- (3) 市指定文化財「満願寺跡」に係る現状変更申請について（答申）
- (4) 国立市図書館との相互連携の実施について

3 報告

- (1) 平成25年度通学路点検状況について
- (2) 特別支援教育実施計画（案）について
- (3) 学習等供用施設西砂会館の空調機改修工事に伴う臨時休館について

4 その他

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成25年第22回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に平山委員、お願いいたします。

○平山委員 はい。

○福田委員長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案2件、協議4件、報告3件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。議案第45号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について及び協議(4)国立市図書館との相互連携の実施について、を一括してご説明をいただき、協議したいと考えますが、いかがでございますか。

〔「結構です」との声あり〕

○福田委員長 ご承認をいただきましたので、議案第45号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について及び協議(4)国立市図書館との相互連携の実施について、は一括して協議いたします。

次に、出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 第22回教育委員会定例会への管理職の出席でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、特別支援教育課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、スポーツ振興課長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第44号 立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について

○福田委員長 それでは、議案に入ります。

議案第44号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について、を議案とします。

お手元の資料、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程をご参照願います。亀井特別支援教育課長、ご説明等お願いいたします。

○亀井特別支援教育課長 ご説明いたします。

平成25年9月1日の学校教育法施行令の改正等に伴う就学手続きの大幅な見直しが行われたことを踏まえ、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大にて、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとするため、規程の一部を変更するものです。

1枚めくっていただきまして、改正後、改正前の表になっておりますが、第5条、4行目になりますが、「医師及び学識経験者を委嘱する」ということで委員のメンバーを明記いたしました。

第8条以下も、これまで委員のメンバーの表記がなかったのですが、より具体的に委員のメンバーを表記しております。第11条まで同じようにメンバーの表記を明記しております。以上です。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第44号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程についての説明を終了します。学校教育法施行令の改正に伴う就学手続きの大幅な見直しが行われたことを踏まえて、規程の一部を改正することでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問及びご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 議案第44号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程についての協議を終了します。

議案第44号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について、お諮りします。

ご提案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第44号、立川市就学支援等検討委員会規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第45号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

◎協 議

(4) 国立市図書館との相互連携の実施について

○**福田委員長** 次に、議案(2) 議案第45号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について及び協議(4) 国立市図書館との相互連携の実施について、を議案といたします。

一括してご説明いただいて、協議に移ります。

お手元の資料、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則及び3枚綴りの資料でございます国立市図書館との相互連携の実施について、並びに同協定書(案)を参照願います。

小宮山図書館長、ご説明等お願いいたします。

○**小宮山図書館長** それでは、議案第45号及び協議事項の(4)につきまして、一括で説明いたします。

現在、図書館利用につきましては市内の在住者、通勤・通学者に限定しておりますが、このたび一定の条件の下で国立市図書館と相互連携を開始いたしたいという案件でございます。

まず、協議事項の資料になります国立市図書館との相互連携の実施についての資料をご覧ください。

1番の連携方針にありますとおり、連携開始は平成26年2月5日水曜日を予定しております。連携内容につきましては、別紙の協定書(案)及びサービス範囲の覚書の(案)を作成いたしまして、双方の合意を図る予定でございます。この内容につきまして、双方の文書法

政部門で確認を行っているところでございます。また、連携後も利用状況などを見ながら、必要に応じて双方協議を行い、より良い連携体制を構築してまいりたいと考えています。

2 番の相互連携対象に示しましたとおり、今回の連携では双方の市内在住者がお互いの全ての図書館を利用可能ということになります。

3 番のサービス範囲につきましては、これは他市の事例を参考にいたしまして、連携の利用者への貸出限度冊数を市内利用者の半分程度に制限するとともに、予約ですとかリクエストが不可という条件を設けることをいたしまして、市民の利用機会を過度に圧迫しないよう配慮してございます。

4 番の今後のスケジュールですが、双方、教育委員会での協議の後、12月議会にて報告をいたしまして、12月25日に教育長同士の調印式を行います。1月上旬より当方ホームページ、館内掲示等で周知を図った上で、2月5日からの連携を開始したいと考えております。

あわせて、議案第45号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、でございますが、新たに協定利用者の利用範囲などを規定する必要があるため、立川市図書館条例施行規則の一部を改正するものです。

2 枚目の新旧対照表にお示ししましたとおり、個人登録の手続、利用者の資格、裏面の別表の貸出冊数などの項目に協定利用者の場合の規定を追加してございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第45号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について及び協議(4) 国立市図書館との相互連携の実施についての説明を終了します。要旨は、国立市内の市立図書館との相互利用に関する協定締結に伴う利用範囲等の変更ということでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問及び意見等がございましたらお願いいたします。

田中委員、お願いします。

○**田中委員** ただいま小宮山図書館長から説明がございましたが、国立市図書館との相互連携の実施について一言お礼を申し上げたいと思います。今後、図書館利用の拡大やサービスの面などで立川市と国立市の図書館の相互利用が大きく進展し、さらに連携の質がより高まることを期待しています。改めて関係の方々にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○**福田委員長** ほかに、ございますか。小町教育長、お願いします。

○**小町教育長** 多摩の図書館の現状を説明させていただきますと、広域連携に関しまして他市と連携を組んでないというのは立川市のみとなっております。ターミナル駅を持っているところの都市も立川市以外にはたくさんあるわけで、そういった都市においても既に先行して複数の市と広域連携を組んでいるということがございます。

立川市は利便性が高いのでということで逆に市民の利用が制限されるのではないかというような危惧もございましたけれども、そのような現在の状況を鑑みますと、立川市だけが広域連携を組んでないという理由がないわけでございます。そんな中で、今後、図書館同士で連携が進むことによりまして、市民交流が盛んになるとか、まちの活性化にもプラスになる

といった幾つかのプラス要因が新しい要素として出てくるのではないかと考えています。そちらの期待値も高いと思います。

当初心配していた在住、在勤、在学の方たちの利用に支障があるのではないかとということでございますけれども、リクエストができないということでございまして、書架に配架されている本を有効活用という面で、逆に言うと借りていただいたほうが回転するというところでございますので、そういった意味でも双方の市民にとってプラスの面のほうが大きいかと思ひまして判断したところでございます。そういった市と条件が整いましたので、ここで協定ということになりますけれども、今後はさらに周辺、市境の市と広域連携を拡大していく方向で検討を進めてまいりたいと考えます。

- 福田委員長** 今後は国立市以外も含めて広域な連携を考えたいということでございますけれども、是非これが充実した形で市民にとってより良い図書館になるようお願い申し上げます。ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

- 福田委員長** ないようですので、議案第45号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について及び協議(4)国立市図書館との相互連携の実施について、お諮りします。ご提案のとおり承認することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第45号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について及び協議(4)国立市図書館との相互連携の実施について、は承認されました。

◎協 議

(1) 立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について

- 福田委員長** 次に、協議に移ります。

協議(1)立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について、を協議します。

お手元の資料、立川市地域学習館条例の一部を改正する条例及び柴崎学習館各部屋の呼称及び料金についてをご参照願ひます。

生涯学習推進センター長、お願いいたします。

- 浅見生涯学習推進センター長** 平成25年11月14日第21回立川市教育委員会定例会でご協議いただきました立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について、決議いただきました内容の検討案について、再度ご協議をお願い申し上げます。ご説明いたします。

変更案は、お示しした別表第2、1枚めくったところの網掛けになっているところでございます。立川市柴崎学習館の調理室及び作業室の使用料についてございます。

現柴崎学習館実習室の面積は95㎡です。実習室機能を継承する新柴崎学習館の調理室及び作業室の面積は97.2㎡と現状よりも広くなります。その後、教育部内で検討した結果、現柴崎学習館と新柴崎学習館の各部屋の面積を鑑み、同程度の部屋については使用料を同額とし

たほうが市民に説明しやすいという指摘があり、再度ご提案するものです。

第21回教育委員会で原案をご提示した際は、面積よりも調理器具等付帯設備の設置状況等に重きをおいて使用料を設定いたしましたので、やや分かりづらかった点は否めません。

以上で協議案の説明を終了します。再度のご協議で大変恐縮ですがよろしくご協議をお願い申し上げます。

○**福田委員長** ありがとうございます。立川市地域学習館条例の一部を改正する条例についての説明を終了いたします。同額に改めるわけでございますね。

それでは協議に移りますが、資料を見ていただいて何かご意見、ご質問はございますか。

はい、田中委員。

○**田中委員** これについては、各部屋が収容人数としては大体同じようになっているわけですね。それによって値段が変わるとするのは市民には抵抗があるわけですから、そういう点では同額にしてあげたほうが市民にとって理解しやすいし、また処理の仕方も適切に対応できるのではないかと思いますので、浅見生涯学習推進センター長の先ほどの説明で私は結構だと思えます。

○**福田委員長** ほか、ご質問ございますか。教育長、お願いします。

○**小町教育長** 今、説明のあった使用料ですが、新しい部屋、少し高くなるような印象がありますけれども、実態上は減免措置がございまして、社会教育関係団体、学校関係、自治会関係は減免で、無料で、実態的には利用には変らないです。民間の会社などが使う場合は有料の対象になるわけで、一般的な市民利用としてはほとんど無料での利用となっています。

そういう状況も鑑みまして、単純に部屋の大きさと料金設定したというほうが対外的には説明しやすいだろうということで機能等を勘案要素に当初入れて値段設定をしてみたんですけども、そうするとそれぞれの部屋の機能を全てカウントして再チェックをかけなければいけない状況が出てまいりますので、そういったことを考えますと、理解を促すためには基準を面積割で考えた、一つの物差しにしたほうが理解しやすいだろうということで、このように再度の使用料設定をさせていただきました。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** ないようでございますので、立川市地域学習館条例の一部を改正する条例についての協議を終了します。

立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について、は承認されました。

◎協 議

(2) 第一小学校の建替え事業について

○福田委員長 次に、協議(2)第一小学校の建替え事業について、を協議します。

お手元の3枚綴りの資料、第一小学校の建替え事業についてをご参照願います。

栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは、第一小学校の建替え事業について、ご説明します。

大まかなスケジュールではございますが、第一小学校と柴崎学習館等の複合施設につきましては、来年の3月に躯体を完成させ、その後4月から7月にかけて内装工事や中の設備工事を行い、7月に引き渡しを行う予定でございます。その後、8月に各施設、引越し作業を行い、一部施設を除いて8月末にオープンをする予定でございます。

それでは資料に基づきまして、ご説明します。

引越し等で各館ともに休館が発生します。まず、第一小学校でございますが、夏休み期間中になりますので特に大きな影響はございません。しかしながら新しい校舎となりますので、始業式は8月27日を予定しておりますが、その前の2日間、25日と26日は授業を行うということではなくて、児童が新しい校舎に慣れるよう利用できるようなことを考えています。

続きまして、柴崎学習館でございます。7月31日までは現在の施設で全館開館です。8月1日から10日間は、利用者の安全を確保した上で現在の施設でございますが3階部分について貸出を行います。8月11日からは現在の施設が全館休館となります。その後、引越し作業を行い、8月30日に利用団体向けの内覧会、31日には同じく利用団体向けに説明会を実施して、9月1日から新しい施設の貸出を開始する予定となっております。

柴崎図書館でございます。図書館につきましては、8月1日から休館をいたします。そして8月30日につきましては柴崎学習館と同じく内覧等実施して、8月31日にオープンをする予定でございます。

続きまして複合施設4施設でございますが、学童保育所につきましては、夏休み期間中は学童の利用が多くございますので、この間、休館という措置がとれませんので、オープン時期をずらした対応を行います。引越しにつきましては、9月に入りまして13日から15日の3日間をかけて現在の柴崎会館にある学童保育所から引越し作業で新たなところへ移ります。9月16日から新たな施設でのオープンとなります。

下の表はそれを時系列的に一覧でまとめたものでございます。1ページ目の下の*でございますが、今のところ予定としては8月30日に全ての施設を含め落成式を行う予定でございます。そしてその日の午後一般の方に向けた内覧会等も実施する予定でございます。

2ページ目でございます。休館に伴いそれぞれ影響が出ます。それに対する対応等をこちらに記載しております。

一小につきましては、夏休み期間中でございますので大きな影響は今のところ想定しておりません。対応は先ほど申し上げたとおり、児童の利用と始業式に関することでございます。

柴崎学習館につきましては、先ほど利用の制限等をお話しましたが、予約等につきましてはここでは影響が出てきます。施設の仮予約につきましては、柴崎学習館以外の施設予約シス

テムでも行えますが、本来の利用手続きにつきましては休館中にはできませんので、それにつきましては特例事項を設けまして期間を延長した中で申請が可能なような形に行います。

それぞれの利用期間と利用受付日につきましては表のとおりでございます。

続きまして3ページ目でございます。柴崎図書館でございます。

柴崎図書館につきましては、8月中は休館という形になります。そしてブックポストにつきましては位置を一定の時期で変更します。8月1日から10日までは現在の柴崎図書館内でございますブックポストへ返却をします。8月11日以降につきましては、新しい一小のほうに開設する新柴崎図書館のブックポストへ返却するという形に変更いたします。貸出期間、貸出冊数については変更はございません。また、ブックポストにつきましては、借りたところのブックポスト以外でも返却は可能です。これは通常どおりでございます。

2番目の予約本の受け取りにつきましては、休館中、現在の柴崎図書館で予約本を受け取ることができませんので、その期間に受け取る場合は、利用者が希望する他の図書館を指定していただいて、そこで受け取る形となります。

柴崎学童保育所につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、9月13日のみは臨時休館となり、家庭保育のお願いをいたします。

それぞれ利用の変更等ございますので、市民には様々な媒介を通じて周知を図って、混乱のないように円滑に移行を進めていきたいと考えています。

4ページと別紙につきましては、先ほどの協議事項の1番目でございますが、新しい柴崎学習館の料金表を資料として添付させていただきました。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございました。第一小学校の建替え事業についての説明を終了します。小学校の新校に伴う引越し作業及び始業式の予定、さらに複合施設である柴崎学習館、柴崎図書館、柴崎学童保育所のオープン等に係わる説明でございました。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員、お願いします。

○**田中委員** 私から、お願いとお礼を申し上げたいと思います。ただいま栗原教育総務課長から丁寧な説明がございましたが、1つ目の各施設の休館時期と期間、2つ目の各施設の休館に伴う影響と対応、3つ目が柴崎学習館各室の名称及び使用料等について、どれも第一小学校の建替えに伴う綿密な実施計画であると思います。ただ、今後、実施計画に基づいて子どもの安全・安心を最優先していただいて、なおかつ工事関係者の方も安全第一で作業が進められるようお願いしたいと思います。それによって当初の目的が達せられるようお願いいたします。改めて工事関係者の方を含めて、教育委員会事務局の皆さんに心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

私から1点、8月30日に落成記念式典を午前中開催とありますけれど、これは主催はどちらですか。主催は学校でしょうか、立川市になりますか。

- 栗原教育総務課長 この落成式につきましては、一小のみならずやはり公の施設でございますので全体という形になります。ですので、教育委員会及び公施設と共同でこれは進めてまいりたいと考えます。
- 福田委員長 教育委員会と複合のそれぞれの施設の共催という形ですね。
- 栗原教育総務課長 一小は既に実行委員会をつくって進めるということで話が実際にはございます。今回、複合施設ということですので、一小の実行委員会だけでは落成式、全体ということになりませんので、何らかの形で教育委員会も協力した中で行っていこうと思っております。共催という形での明確化はしておりません。
- 福田委員長 第一小学校についてはその地域や保護者、学校で、実行委員会形式で今は落成記念式典の挙行に関する話し合いは進んでいるということですか。
- はい、新土教育部長。
- 新土教育部長 話は進んでおりますけれども、いま栗原教育総務課長が言いましたように、複合施設ですので、全体でしようということで行う実行委員会からも了解は得ているところです。あとは学習館におきましても地域運営協議会とか友の会とかたくさんの方がいますので、学童につきましては学童の保護者の会もありますので、そこを教育委員会のほうでうまくそれをリードしながら、全体で開催していきたいと思っております。
- 福田委員長 ということは、あくまでも主催は立川市の教育委員会ということでしょうか。その辺がまだはっきりしてないんですね。市民の方に、よくお分かりになるような形で要領等お作りいただく中で、予定等もあろうと思っておりますけれども、やはり市の大事な、大変貴重な財産でございますこの施設が竣工するときの形というのは、複合施設であつてもあると思っておりますので、慎重にお願い申し上げます。
- 新土教育部長 誰から見ても分かりやすく、かつ皆さんからも納得できるような形で開催したいと思っております。
- 福田委員長 複合施設ということでございますので、それぞれのオープンの日程も違いますね。もちろん引越し等いろいろあろうかと思っておりますけれども、地域市民の方がご理解できるような形で周知していただければありがたいと思っておりますので、これは私の要望でございますので、お願いいたします。
- それでは、第一小学校の建替え事業についての協議を終了します。
- 第一小学校の建替え事業について、お諮りいたします。
- ご提案のとおり承認することにご異議はございませんか。
- 〔「ありません」との声あり〕
- 福田委員長 異議なしと認めます。よって、第一小学校の建替え事業について、は承認されました。

◎協 議

(3) 市指定文化財「満願寺跡」に係る現状変更申請について (答申)

○**福田委員長** 次に、協議(3)市指定文化財「満願寺跡」に係る現状変更申請について(答申)、を協議します。

お手元の資料、市指定文化財「満願寺跡」に係る現状変更申請について(答申)をご参照願います。

浅見生涯学習推進センター長、説明等お願いいたします。

○**浅見生涯学習推進センター長** 平成25年9月19日に開催されました第17回立川市教育委員会定例会でご協議をいただきました市指定史跡に係る現状変更申請について、立川市文化財保護審議会から出された答申について、ご説明いたします。

この諮問を受け、平成25年10月25日に開催された第3回立川市文化財保護審議会において、答申について協議が行われました。なお、答申につきましては、別紙の写のとおりとなっております。本件につきましては、平成25年11月14日に教育長に文化財保護審議会会長から手渡されました。

答申の結論といたしましては、「諮問のあった現状変更については、不許可とすることが適当である」、というものです。理由については、答申に示されているとおりです。

また、付帯意見として3点示されております。1点目は、井戸は保護するべきであるということです。2点目は、可能であるならば発掘調査を実施すべきであるということです。3点目は、売却予定地全体または井戸がある敷地の公有化を図る必要が認められるという点です。

第17回資料でお示しいたしましたとおり、立川市文化財保護条例第4条において、文化財の指定及び解除は教育委員会の専決事項となっております。この答申を受け、教育委員会としてのご判断を付帯事項も含めてご協議いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございました。市指定文化財「満願寺跡」に係る現状変更申請について(答申)の説明を終了します。市の指定文化財である満願寺跡に係る現状変更申請についての諮問に対する立川市文化財保護審議会、鈴木会長名での現状変更については、不許可とすることが適当との答申でございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員、お願いします。

○**田中委員** ただいま浅見生涯学習推進センター長から3点にわたって現状変更申請について説明があったわけですが、答申について基本的に尊重したいと思いますので、是非そのように取り計らいをお願いいたします。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

なお、付帯意見がついておりますけれども、最後のところに、売却予定地全体または井戸がある敷地の公有化を図る必要が認められるという付帯意見がございます。この件については、委員の皆様、何かご意見等ございますか。

教育長、お願いします。

○小町教育長 市の文化財の中で唯一私の権利がある文化財でございまして、そもそも申し入れがその土地を有効活用したいということでそれを解除していただきたいというのがその地主の方の意見でございました。文化財保護審議会ですらにしましては、不許可ということで結論が出ました。ただ、私の財産でございまして、そのようなことの中で、付帯意見で具体的な方向性も示されておりますので、今後は市長部局とも相談させていただきたいと思っています。答申をいただきましたので、答申に沿って対応を図っていかねばいけないと考えております。また、経過にしましては教育委員会に報告させていただきたいと思っています。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、市指定文化財「満願寺跡」に係る現状変更申請について（答申）の協議を終了します。

市指定文化財「満願寺跡」に係る現状変更申請について（答申）、をお諮りします。

ご提案のとおり、答申を尊重し承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、市指定文化財「満願寺跡」に係る現状変更申請について（答申）、は承認されました。

◎報 告

（1）平成25年度通学路点検状況について

○福田委員長 次に、報告に入ります。

報告（1）平成25年度通学路点検状況について、報告でございます。

お手元の資料、平成25年度通学路等合同点検結果一覧表をご参照願います。

大石学務課長、報告、説明等お願いいたします。

○大石学務課長 それでは、今年度の通学路等合同点検結果について、ご説明申し上げます。

今年度、平成25年の6月から9月にかけて児童生徒が実際に通学している日を中心に、立川警察署、学校、PTA、教育委員会、道路課、交通対策課、これらが協力いたしまして点検を実施いたしました。その結果、こちらの一覧表になっておりますが、小学校17校、中学校7校の計24校で85箇所(point)の点検をしております。

こちらの表につきましては小学校17校、これは昨年20校を行っておりますが、そのうちの3校につきましては今年度新たな点検箇所がないということで17校となっております。中学校につきましては、昨年度の終わりに行いました第一中学校、第二中学校がございまして、こちら表の中には入っておりますので、そのような形でご覧いただければと思っています。

全体で85箇所ということで点検を行いました。こちらが結果の一覧になっておりますが、この結果の分析と対策の分担等につきましては、これから先ほど申し上げました関係機関、関係部署と協議を行って、順次対策を進めていきたいと考えております。

また、ご報告が遅くなって大変申し訳ございませんでしたが、昨年度、平成24年度の点検につきましては今年度も継続して対策を続けております。その結果ということになります、全体で78箇所、昨年度は点検箇所がございましたが、そのうち24年度中に58箇所が対策終了、そして今年度25年度の10月までさらに17箇所対策が終了いたしまして、合計78箇所のうち75箇所対策が終了となっております。残っている3箇所につきましても現在継続して対策を進めておりますので、引き続き完了まで進めていきたいと思っております。

以上で報告を終らせていただきます。

○**福田委員長** ありがとうございます。平成25年度通学路点検状況についての説明を終了いたします。今年度、中学校の校区も通学路点検をしたということでございますね。

これより質疑に移ります。ご質問及びご意見がございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 今年度に入って、通学路での事故の状況はいかがですか。

○**大石学務課長** 交通事故ということでは管理内と管理外がございまして、通学路上でも事故が起こっておりますが、幸いにして重大な事故ということではないと聞いておりますが、やはり通学路の点検をした箇所、点検外だった場所でもございまして、これにつきましては、一つひとつの実際の事故の報告内容を検討しながら、安全対策の面では進めていきたいと思っております。

○**福田委員長** 通学路の安全、児童生徒の指導に関わる部分というのはいいと思えますけれども、例えば信号がないとか、横断歩道がないとかということについては、教育委員会で要望して、即これが設置できるものではないですね。

○**大石学務課長** おっしゃるとおりです。

○**福田委員長** 今後これを集計して、これについての課題、安全対策等についてはどういう形で方向を示すのですか。

○**大石学務課長** 今、委員長おっしゃられたとおり、対策をする部署あるいは対策をする機関というものが立川警察署であったり、あるいは市の管理部署であったりということがございますので、例えば信号がないということにつきましては、立川警察を通じて公安委員会のほうに申請を出していただくというようなことも考えております。それは昨年度もそういうことをいたしまして、実際に申請の結果がどうかというのはまたべつの話になりますが、そういった対策をしていきたいと考えております。また、市の中の管理部署につきましては、これは庁内での連携を図りまして、また順番といったものも緊急度によって出てまいります、それらをきちんと把握した上で順次対策をしていきたい、そのように考えています。

○**福田委員長** 児童生徒が安全で安心して登下校ができるような通学路に改善をしていただきながら、同時に指導面、これはもちろん十分図っていく必要があると思えますけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、平成 25 年度通学路点検状況についての報告を終了します。

◎報 告

(2) 特別支援教育実施計画(案)について

○福田委員長 次に、報告(2) 特別支援教育実施計画(案)についての報告でございます。

お手元の冊子、立川市特別支援教育実施計画(案)をご参照願います。

亀井特別支援教育課長、報告、説明等お願いいたします。

○亀井特別支援教育課長 報告させていただきます。

実施計画(案)の 27 ページになりますが、折り込みで計画の体系図を入れておりますので、こちらを参考にご覧いただきたいと思っております。立川市特別支援教育実施計画(案)につきましては、検討委員会での協議のほか、保護者アンケートや担任等からの意見聴取を踏まえて作成いたしました。

実施計画の基本理念として、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援を図ること。一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うこと。そして、人権尊重の精神を基調とし、共生社会の実現に取り組んでいくことを掲げています。その理念のもとに 3 つの基本の指針を掲げております。

実際の特別支援教育を実施していくにあたっては、早期連携・早期支援の充実、学校における指導体制・指導内容等の充実、学校における特別支援教育の取組への支援、関係機関との連携、特別支援教育の理解啓発の 5 つを掲げ、その施策のもとに具体的な取組を 15 項目設定しております。

この後、12 月の文教委員会への報告、パブリックコメントの募集を行った後に、最終である第 6 回委員会を 2 月に開催し、3 月に実施計画を策定する予定でおります。

報告は以上となります。

○福田委員長 ありがとうございます。特別支援教育実施計画(案)についての説明を終了します。これまで 5 回策定検討委員会を開催して、そしてまとめられた実施計画(案)についての報告でございました。

これより質疑に移ります。ご質問及びご意見がございましたらお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 ただいま亀井特別支援教育課長から説明がございました。本当に短期間で 5 回の検討委員会を通してここまでしっかりと立川市特別支援教育実施計画(案)が出てきたことについて、本当に一言お礼を申し上げたいと思います。その上で、今後この実施計画作成の質、それを高めたいと思いますので、何か今後の検討の材料にしていただければということでも少し申し上げてよろしいでしょうか。

1 つは、10 ページをご覧ください。イの情緒障害等通級指導学級についてですけれど、ここでは児童生徒の推移が示されております。そこで今後、特別支援教室あるいは通常級指導学級、あと固定級があるわけです。これは重層的な支援体制、その整備が必要ではないかと

思いますので、その整備について今後も大きな視点で検討いただければと思います。

2つ目ですけれど、11ページをご覧ください。(2)の特別支援学校の在籍児童・生徒数です。ここでは20年度から24年度の特別支援学校に在籍する立川市の児童・生徒数が示されておりますけれども、ここで大事なことは、特別支援教育が重視されているにも関わらずさほど児童・生徒数が増加していないんですね。その理由は一体何なのか。また、なぜ特別支援学校へ児童・生徒が通わないのか、この辺りをもう少し検証する必要があるのではないかと考えております。

3点目ですけれど、12ページをご覧ください。(4)の就学支援シートの提出です。これについては18ページ(4)に就学支援シートをよく活用されている状況が出てはいるのですが、ここでは就学支援シートは個人情報ですね。その上で、学校間ではなくてむしろ教育委員会が保管して、児童生徒の現状把握と今後の対応を検討する必要があるのではないかと思います。教育委員会がしっかり就学支援シートを保管しながら、その現状と課題を通しながら対応策を考える。その上で学校が必要なときには貸出をする、そんなことを検討してみてもどうでしょうか。

4点目ですが、14ページ、ウですけれども、子ども家庭支援センター発達支援係相談件数です。ここでは相談件数が示されておりますけれども、さらに相談件数の内容項目、どんな内容なのか、それをある程度示して、発達障害の取組を明確に示していただけるとありがたいと思います。これもまた是非検討してみてください。

5点目ですが、15ページ、イの平成24年度の交流の内訳です。ここでは小学校の直接交流の件数が増加していいと思いますけれども、中学校は逆に減少しています。この理由は一体何なのか、今後検証して改善していく必要があるだろうと思いますので、またご検討ください。

6点目ですが、19ページ(5)ですが、平成24年度における特別支援教育に関わる校内研修についてです。これは1回から4回の実施回数が見られているわけですが、今後、インクルーシブ教育の具体的な取組に向けて、この実施回数でよいのかどうか、この辺りも検討する必要があるのではないかと考えております。

7点目ですが、25ページ(11)をご覧ください。この中で特別支援教育支援員の専門性の向上が見られています。これは大事なことだと思いますが、ここでは特別支援教育支援員の専門性を高める上からも、学童保育あるいは放課後子ども教室の指導者、こういう方も対象にした研修が必要ではないかと、この辺り是非ご検討いただきたいと思います。

最後になります。25ページをご覧ください。(14)保護者等への理解啓発です。この中で障害のあるお子さんの保護者向けの理解啓発、これはよく行われているわけですが、今後、障害のないお子さんの保護者への理解啓発活動が必要ではないかと思います。一部なさっているかもしれませんが、なお一層この点に力を入れて啓発活動を行うことが大事ではないかと考えています。この機会に是非、検討してみたいと思います。

以上8点にわたって申し上げましたが、今後の実施計画をいいものに仕上げていただける

とありがたいと思っております。いろいろとご苦勞をおかけしますが、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○**福田委員長** 8点ほどご意見、ご要望、ご提案がございましたけれども、是非ご検討をお願いいたします。

ほか、ございますか。

私から簡単なことですが、固定の知的障害の支援学級というのは小学校6校、中学校3校ということで、学校数からいくとバランスがとれていると私も考えております。

もう1点は、情緒障害等の通級指導学級については、小中学校それぞれ3校ずつですね。この通級の先生方が、東京都の第3次特別支援教育計画の中においては、特別支援教室を設置し、その子どもたちへの訪問指導といいますか巡回指導といいますか、そういう形で指導していくかと思えますけれども、今後、小学校にも中学校の学校数の比例に関して情緒の通級指導学級を増やしていくような計画はどうですか。

○**亀井特別支援教育課長** ただいま第八小学校に通級指導学級を開設する準備を進めておまして、平成26年4月、第八小学校に通級ができますので、小学校のほうが来年度4校になります。実施計画の中でも、先ほど田中委員からもご指摘がありましたが、重層的な支援ということでは東京都の第3次の計画で特別支援教室構想が今、委員長が言われたとおりありますので、もう1、2校増えないと先生たちに巡回相談の負担があるかなと思っておりますので、小学校の通級の開設に関しましては今後、検討課題になっていくかと思えます。

○**福田委員長** 新年度については第八小学校に通級が設置されるということですね。それ以降についても考えていきたいということです。

はい、新土教育部長。

○**新土教育部長** 35ページにその計画が記載されています。第八小学校に通級、さらに整備の検討、自閉症・情緒障害特別支援学級、これは固定級ですが検討ということ、特別支援教室については26年度に検討しまして27年度にモデル試行という形で、これが田中委員が言われた重層的な部分での一つの検討方法でございます。

○**福田委員長** 固定の情緒障害特別支援学級の設置も検討していくということですね。

○**新土教育部長** はい。

○**福田委員長** 分かりました。途切れのない支援ができるようにお願いします。私は読ませていただきましたけれど、大変すばらしい体系図であると思えますし実施計画であると思えます。基本施策5つとそれを実践する取組項目が15、これを是非実施していただきたいと思えます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、特別支援教育実施計画（案）についての報告を終了いたします。

(3) 学習等供用施設西砂会館の空調機改修工事に伴う臨時休館について

○福田委員長 次に、報告(3) 学習等供用施設西砂会館の空調機改修工事に伴う臨時休館について、報告でございます。

特に資料はございません。口頭での説明となります。

浅見生涯学習推進センター長、報告、説明等お願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 口頭によりまして、ご報告いたします。

平成7年2月に開設した学習等供用施設西砂会館の空調機が昨年度から冷暖房の運転時に停止するなど不具合が多発しており、施設改修を行います。

工事内容は、空調機改修としてガスヒートポンプエアコンを設置し、個別空調ができるようになります。ガスヒートポンプの設置によりまして、天井を撤去することに伴う照明器具の交換、天井改修も行います。また、以前から要望のありましたトイレについて、和式便座から洋式便座への改修もいたします。あわせて駐車場の車止めの設置や機械室の扉なども改修いたします。

改修工事期間は3ヵ月を予定しており、平成25年12月1日から平成26年2月末まで施設を休館いたします。利用者の皆様には9月下旬より西砂会館内に休館についての掲示を行うとともに、利用団体等へはチラシによるお知らせをしております。また、立川市ホームページには休館のお知らせは掲載済みであり、11月25日号の市広報にお知らせを掲載することで休館については広く周知をしております。

なお、休館中の利用受付につきましては、隣接する中里公会堂を借用して仮事務所を開設し、3月以降の利用申し込みを行うことで利用者の皆様への対応を図っております。

以上で報告を終わります。

○福田委員長 ありがとうございます。学習等供用施設西砂会館の空調機改修工事に伴う臨時休館についての説明を終了します。

これより質疑に移ります。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、学習等供用施設西砂会館の空調機改修工事に伴う臨時休館について、報告を終了いたします。

○福田委員長 次に、その他に入ります。

その他、何かございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○福田委員長 最後に次回の日程確認を行います。次回、平成25年第23回立川市教育委員会定例会を平成25年12月13日金曜日、午後1時30分より、210会議室にて開催いたします。

以上で、平成25年第22回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時29分

署名委員

.....

委員長